

Tax Indonesia / 2015 年 3 月 / 第 10 号

第 4 条 2 項源泉税納税申告書、新書式の採用は取消に^{P1} / 景品に対する新たな源泉税^{P1} / 付加価値税対象外のホテル・サービス^{P2} / VAT 徴収機関に関するアップデート^{P2}

TaxFlash



第 4 条 2 項 源泉税納税申告書、新書式の採用は取消に

2014 年 2 月に延期された新書式の採用に関して、インドネシア国税総局 (DGT) 規則 No.PER-01/PJ/2015(以下、「PER 第 1 号」)は最終的に 2015 年 3 月 13 日に公布された PER-14/PJ/2015(PER 第 14 号)によって取消が決まりました。PER 第 1 号は、納税者からより多くの情報を取得することを目的に、第 4 条 2 項源泉税納税申告書の書式に関して PER-53/PJ/2009(PER 第 53 号)を改正したものでした。しかし PER 第 14 号は、全ての第 4 条 2 項源泉税納税申告書の書式は PER 第 53 号下で規定された書式から変更されないことを明言しています。今回の書式変更の取消は、投資成長を促進させ、実務上での混乱を回避するためのものです。

景品に対する新たな源泉税

2015 年 3 月 3 日、国税総局は賞品に対する課税を規定する新たな規則 PER-11/PJ/2015(以下「PER 第 11 号」)を公布しました。PER 第 11 号は労働省令 KEP-395/PJ/2001(以下「KEP 第 395 号」)を廃止し、2015 年 5 月 1 日から効力を生じます。PER 第 11 号では主に 2 つの変更点が挙げられます。

1. 直接的な贈呈品に係る所得税

従来、KEP 第 395 号下では、商品またはサービスの購入に対して、抽選を経たものではなく、全ての購入者または最終顧客に直接贈られる贈呈品は、所得税の課税対象である賞品には該当しないと規定されていました。

しかし、PER 第 11 号は上記の贈呈品は所得税の課税対象となり(源泉税の対象ではないが)、なおかつ購入者(顧客)の所得税年次申告書にて申告が必要であると規定しています。当該申告で適用される課税基準は当該贈呈品の市場価格です。

この規定は販売促進の一環である全ての贈呈品(例えば、食器洗剤の購入時に付随する皿等)に適用可能なため、実務上で問題となることが考えられます。従って、このような贈呈品を受け取る購入者はその市場価格を把握する必要があり、年度末に市場価格に基づき、課税所得に適用される税率を用いて納税する義務が生じます。

2. 銀行から受け取る賞品にかかる所得税

PER 第 11 号の規定の一例では、銀行が特定預金額を有し、且つ引き出し制限を受ける預金者に対し贈る贈呈品は、預金者が獲得すべき利息の一部の現在価値であるとみなされます。従って、これらの贈呈品は預金金利に対する 20% の源泉税の対象となります。源泉税課税基準は当該贈呈品の市場価格です。これも同様に、現物支給による恩恵に対する源泉徴収は実務上は困難を伴うと予想されます。銀行の経営者におかれても、顧客へのインセンティブに対する課税の影響を検討することが必要となります。

付加価値税対象外のホテル・サービス

新しい付加価値税(VAT)法(2009 年 VAT 法第 42 号)は付加価値税対象外のサービスとしてホテル・サービスが該当すると規定しています。2015 年 3 月 9 日、財務省は付加価値税対象外のホテル・サービスの条件を規定した財務大臣規則 No.43/PMK.010/2015(以下「PMK 第 43 号」)を公布しました。

PMK 第 43 号は以下のホテル・サービスを付加価値税の対象外と規定しています。

- ❖ 付随施設(ジム、ランドリーおよびドライクリーニング、インターネット、ルームサービス等)を含むルームレンタル、および
- ❖ ホテル、ゲストハウス、ロッジングハウスにおけるイベントまたは会議のためのスペースレンタル

付加価値税の対象であるホテル・サービスは以下のとおりです。

- ❖ ATM、銀行、レストラン等の付加価値税の対象となるサービスのスペースレンタル
- ❖ アパートまたはコンドミニアムレンタル(営業許可証に基づき適用される)
- ❖ ホテルが運営する旅行代理店

VAT 徹収機関に関するアップデート

VAT(付加価値税)および LST(高級品売上税)の徴収負担を軽減するために、財務省は 2015 年 3 月 4 日付で財務大臣規則 No. 37/PMK.03/2015(以下「PMK 第 37 号」)を公布し、特定の事業体を VAT 徹収機関に任命しました。PMK 第 37 号で規定される徴収機関は従来の財務大臣規則 No.136/PMK.03/2012(PMK 第 136 号)にて VAT 徹収機関に任命されていた国有企业に追加で規定されるものです。PMK 第 37 号は 2015 年 4 月 1 日から効力を生じます。

PMK 第 37 号で規定される事業体は以下のとおりです。

1. PMK 第 37 号の施行後、政府所有株式を別の国有企业に譲渡する形で政府により再編された特定事業体
2. 政府により再編された肥料産業に属する以下の特定事業体
 - PT Pupuk Sriwidjaja Palembang
 - PT Petrokimia Gresik
 - PT Pupuk Kujang
 - PT Pupuk Kalimantan Timur
 - PT Pupuk Iskandar Muda
3. 国有企業が直接保有する以下の特定事業体
 - PT Telekomunikasi Selular
 - PT Indonesia Power
 - PT Pembangkitan Jawa-Bali
 - PT Semen Padang
 - PT Semen Tonasa
 - PT Elnusa Tbk
 - PT Krakatau Wijatama
 - PT Rajawali Nusindo
 - PT Wijaya Karya Beton Tbk
 - PT Kimia Farma Apotek

- PT Badak Natural Gas Liquefaction
- PT Kimia Farma Trading & Distribution
- PT Tambang Timah
- PT Terminal Petikemas Surabaya
- PT Indonesia Comnets Plus
- Bank Syariah Mandiri
- Bank BRI Syariah
- Bank BNI Syariah

上記 2 及び 3 に掲載される事業体の名称が変更される場合であっても、VAT 徴収機関の資格には変更はありません。しかしながら、国有企業がこれら事業体を直接保有しなくなった場合には、これら事業体は VAT 徴収機関の資格を喪失します。

上記の事業体に関する VAT 徴収機関の法的手続および組織構造は、PMK 第 136 号下で規定される国有企業への適用事項と同様のものです。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、お気軽に PwC の貴社担当者へご連絡ください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Paul Raman
paul.raman@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadja
yuliana.kurniadja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.